

第 26 号議案参考資料別紙

土地建物使用貸借契約書

桶川市（以下「甲」という。）と朝日自動車株式会社（以下「乙」という。）とは、土地及び建物の使用貸借に関し次のとおり契約を締結する。

（使用貸借）

第 1 条 甲は、その所有に係る次の土地及び建物（以下「契約物件」という。）を、桶川駅東口～青葉台団地～加納公民館線のバス駐車場及びバス乗務員の休憩所に使用させるため、乙に無償で貸し付ける。

(1) 土地

所在地	地目	地積
桶川市大字坂田字向 9 5 1 番 1	宅地	551.00 m ²
桶川市大字坂田字向 9 5 1 番 2	宅地	48.00 m ²

(2) 建物

所在地	構造	床面積
桶川市大字坂田字向 9 5 1 番地 1	木造平家建	12.42 m ²

（貸借期間）

第 2 条 貸借期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（維持費の負担等）

第 3 条 乙は、契約物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、契約物件の維持補修に要する費用は、乙が負担するものとする。

（増改築等の禁止）

第 4 条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件に造作を加え、増改築し、既存物を取り壊し、その他契約物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

（転貸等の禁止）

第 5 条 乙は、甲の承諾を得ないで契約物件を他人に使用させ、又は使用

目的以外に使用してはならない。

(賠償責任)

第6条 甲の責めに帰さない事由により建物が滅失し、又は毀損したときは、乙は、その損害を賠償する責めを負う。

(実地調査等)

第7条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に規定する事項に違反したときは、直ちにこの契約を解除できるほか、甲が契約物件を自ら使用する必要が生じた場合は、6か月の予告期間においてこの契約を解除することができる。

(原状の回復)

第9条 この契約による契約物件の返還時期が到来したとき、若しくはこの使用目的が達成されたとき、又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙は、甲の指定する期日までに自己の負担において契約物件を原状に復し、返還しなければならない。

2 乙が、前項の義務を履行しないときは、甲は、乙に代わって原状に復し、その費用を請求するものとする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市

桶川市長 小野克典

東京都墨田区押上一丁目1番2号

乙 朝日自動車株式会社

取締役社長 神崎満